

開かれた学校づくりに関する有識者会議開催要綱

令和3年12月20日

教育長決定

(趣旨)

第1条 開かれた学校づくりを進め、地域と一体となった学校教育活動を展開するため、目指すべき学校づくりの理念等について、専門的な見地及び保護者・地域住民の立場から幅広くご意見を頂戴することを目的として、開かれた学校づくりに関する有識者会議を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 保護者
 - (3) 学校運営協議会委員、又は学校評議員の職にある者
 - (4) 神戸市立小学校校長会代表者、神戸市立中学校校長会代表者
 - (5) 神戸市教育委員会事務局代表者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和4年3月31日までとし、必要な場合は延長する。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 教育長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 教育長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 懇話会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、教育委員会事務局長が別に定める。

附 則（令和3年12月20日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月20日より施行する。